

件名	岡山県警察学校庁舎及び岡山県警察学校射撃場で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
■質問受付日（6月30日）		
1	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	仮に当社が落札した場合、契約書（案）の内容について落札後に協議いただくことは可能ですか。	協議を行うことに差し支えはありません。
3	入札書の日付は、作成日を記入という認識で相違ありませんか。	相違ありません。
4	燃料費等調整額の取扱いについて、「各施設を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。	相違ありません。
5	各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。	質問No. 4に対する回答のとおりです。
6	契約期間中において、当該地域を供給区域とする一般送配電事業者による託送料金の見直しや、消費税率の変更等の外生的な料金改定が生じた場合、契約期間中であっても、当該改定内容を反映した小売料金単価へ変更することが可能か否かについて、ご教示ください。また、変更が可能な場合には、必要となる手続きについても併せてご教示願います。	契約単価の変更協議に応じることは可能です。
7	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	契約書の内容は契約書（案）を基本としますが、条文等の詳細については、落札後に契約者と協議の上、決定します。
8	仕様書（その他）に、「電力供給者は、契約期間の上半期及び下半期の終了後、各半期の供給電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙「特定電源割当証明書」を調達者に提出する。」とありますが、提出時期については、落札後、協議に応じていただけますか。	協議を行うことに差し支えはありません。
9	仮に当社が落札した場合、契約締結に際しては、別の代理人（事業所の長）に契約締結の権限を委任し、契約締結することは可能ですか。可能な場合、落札後、契約締結までに委任状を提出する対応でよろしいですか。	契約締結権限を委任し、契約締結することは可能です。その場合、落札決定後、速やかに契約締結権限に係る委任状を提出してください。
■質問受付日（6月30日）		
10	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	いずれの施設も電力供給会社は中国電力株式会社、計量日は1日です。
11	各施設について、自動検針装置はついてますか。	仕様書「自動検針装置の有無」に記載のとおりです。

	質 問	回 答
12	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	いずれの施設も自家発補給電力の契約はありません。
13	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	質問No, 3に対する回答のとおりです。
14	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	お見込みのとおりです。
15	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただくことは可能ですか。	入札説明書9 その他(5)に記載のとおり、入札に係る各種様式データは提供可能です。
16	内訳書は任意様式でも問題ありませんでしょうか。	入札内訳書 注1に記載のとおりです。
17	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	基本料金及び電力量料金の各単価は税込単価としてください。
18	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A: 基本料金=契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B: 電力量料金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C: 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D: 再エネ賦課金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E: 月額合計=各月A~D合算(小数点以下切捨て)	入札説明書7 入札に関する事項(2)入札書等の記載方法に記載のとおり、基本料金及び電力量料金は、小数点以下第3位を四捨五入してください。
19	税込総額→税抜総額にする際、円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	入札説明書7 入札に関する事項(2)入札書等の記載方法に記載のとおり、入札金額は税込です。
20	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか。	施設ごとの内訳書が必要です。
21	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	対応可能です。
22	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード)	問題ありません。
23	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。(ご了承いただけない場合は【紙請求書による特別対応について】の回答をお願いいたします。)	請求書には、代表者が確認できる印の押印又は当該請求書に係る発行責任者及び担当者の氏名と連絡先の記載のいずれかが必要です。
24	【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ※押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 (長期連休時に20日頃になる可能性がございます) ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
25	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。

	質 問	回 答
26	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
27	請求書の支払期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	契約書(案)第10条のとおり、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとします。
28	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行することが出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	差し支えありません。
29	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	①施設別と②一括のどちらでもかまいませんが、②一括の場合は、請求書に各施設の内訳を記載する必要があります。
30	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書「その他」に記載のとおりです。
31	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
32	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」ことにより、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議に応じることは可能です。
33	再生可能エネルギーを供給するにあたりまして確認となりますが、電気価値の指定はなし、非化石価値は「再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力」の供給ということで、認識の齟齬はありませんでしょうか。	認識のとおりで差し支えありません。
34	非化石証書について「トラッキングの有無」についてのご教示と、「FITと非FITの指定はない（どちらでも可）」という認識でお間違いないでしょうか。	非化石証書は、トラッキング有無及びFITと非FITの指定はありませんが、この場合の供給電力は「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす必要があります。
35	非化石証書及び特定電源割当証明書の確定値発行に関して、供給期間が終了する日までに送付することができませんがよろしいでしょうか。	質問No, 8に対する回答のとおりです。
36	非化石証書及び特定電源割当証明書の確定値の代わりに、特定電源割当証明書の暫定値（確約する値ではございません）であれば供給期間終了後1か月前後で送付することは可能ですが、暫定値での対応でもよろしいでしょうか。	暫定値での対応が可能な場合、暫定値及び確定値の両方を提出してください。

	質 問	回 答
37	再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」について年度ごとの更新になるため、発行までにかなりのお時間となります。ご了承いただけますでしょうか。 (例) 契約期間：2026年4月～2027年3月 → 2027年8月以降に1年分発行 2025年11月～2026年10月 → 2026年8月以降に5か月分発行 (2025年11月～2026年3月分) 2027年8月以降に7か月分発行 (2026年4月～2026年10月分)	質問No, 8に対する回答のとおりです。
38	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応可能です。
39	【30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。	質問No, 38に対する回答のとおりです。
40	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	警察学校の道場及び体育館において、空調設備整備工事を施工予定です。
41	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
42	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	初度入札で落札者が決定した場合、開札結果は開札日に電話又はメールで連絡します。
43	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1か月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	提供可能です。
■ 質問受付日（7月1日）		
44	供給地点における供給管区を確認するため、以下ご回答ください。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者 ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①中国電力ネットワーク株式会社です。 ②07です。
45	提出する書類の日付は提出日によろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。 また、ご指定様式に「印」のマークがない場合は、押印省略でよいですか。	提出する書類及び入札書の日付は作成日としてください。 様式に「印」のマークがある書類及び特定電源割当証明書には押印が必要です。
46	自家発補給電力の契約はありますか。	質問No, 12に対する回答のとおりです。
47	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。	現時点では予定はありません。
48	現在の計量日をご教示ください。	質問No, 10に対する回答のとおりです。
49	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますか。	送電開始日と現在の計量日は一致しています。

	質 問	回 答
50	自動検針装置は有でお間違いありませんか。未設置の場合、供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合、開始申込の希望開始ができない可能性もごございますのでご注意ください。	質問No, 11に対する回答のとおりです。
51	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス止め、封緘必須など、ご指定はありますか。郵送提出の場合、簡易書留又はレターパックで郵送いたしますが問題ありませんか。	割印、ホッチキス止めの指定はありませんが、封緘は必要です。郵送提出の場合、書留郵便その他これに準じる方法により、配達記録の確認できる方法で送付してください。
52	入札書と内訳書及びその他提出書類について、Excel若しくはWordデータでいただくことは可能ですか。不可の場合、任意様式で作成してもよいですか。	質問No, 15に対する回答のとおりです。
53	仕様書別紙予定使用電力量をExcelデータでご提供いただけますか。	質問No, 15に対する回答のとおりです。
54	弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額（電源調達調整単価）での応札、契約締結は可能ですか。	質問No, 4に対する回答のとおりです。
55	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	質問No, 4に対する回答のとおりです。
56	①弊社が契約に至った場合、入札時点の管区内旧一般電気事業者約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。	①各施設を管轄する旧一般電気事業者が定める燃料費等調整額の算定諸元が改定された場合、改定後の算定諸元を使用してください。 ②燃料費等調整額の算定諸元が改定される場合、契約書（案）第2条第5項のとおり、契約単価の見直しについて協議することができるものとします。
57	落札業者は開札日にお伺いできますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください（開札日に落札業者が弊社となったかお電話でお伺いする想定です。）。	質問No, 42に対する回答のとおりです。
58	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込の場合、振込手数料はお客様負担をお願いしておりますが、ご了承いただけますか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますか。	振込手数料を負担することは差し支えありません。また、支払期日については、質問No, 27に対する回答のとおりです。
59	①紙の請求書の発行は必要ですか。毎月7営業日頃に発送いたしますがご了承いただけますか。 ②紙の請求書の発行には費用のご負担をいただきますがよろしいですか。 （WEBマイページよりご請求書をご覧いただくことも可能です。）	①紙の請求書を発行又はWEBページから請求書を印刷のどちらでもかまいませんが、請求書の記載内容については、契約締結時に協議の上決定します。また、紙の請求書を発行する場合、毎月7営業日頃の発送で差し支えありません。 ②請求書発行費用の負担はできません。
60	電気料金の計算は需要場所単位で行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいですか。	質問No, 28に対する回答のとおりです。
61	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいですか（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか）。複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能ですか。	1枚の請求書に対し、複数から支払うことはありません。
62	合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求書内訳をまとめた一覧表の作成はできかねますが、ご了承いただけますか。	質問No, 29に対する回答のとおりです。

	質 問	回 答
63	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよいですか。	差し支えありません。
64	計量結果の報告及び検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認ください。また、検査後の日付にて請求書の再発行はいたしかねますのでご了承願います。	差し支えありません。
65	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず、合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんか。	質問No, 31に対する回答のとおりです。
66	落札後又はご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますか。	質問No, 6に対する回答のとおりです。
67	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容及び契約書に記載がない事項について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能ですか。	契約書の内容は契約書（案）を基本としますが、条文等の詳細については、落札者と協議の上、決定します。
68	契約書の提出期限や締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合、そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約締結に係る事務は、供給開始日前までの完了が必須です。
69	①特定電源割当証明書及び電力供給に用いた証書について、契約終了後1回の提出でご了承いただけますか。 ②認められない場合、特定電源割当証明書は半年ごとの提出とし、非化石証書の提出については供給終了後1回の提出となりますが、ご了承いただけますか。	①特定電源割当証明書及び電力供給に用いた証書は、契約期間の上半期及び下半期終了後に提出してください。ただし、提出時期については、落札者と協議の上、決定します。 ②質問No, 69 ①に対する回答のとおりです。
70	特定電源割当証明書及び非化石証書の発行について、弊社では本案件の対象である複数施設をまとめた情報での1枚の発行となりますがご了承いただけますか。施設ごとの発行対応が必須となりますか。	複数施設をまとめた発行で差し支えありません。
71	供給終了後の非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますか。	質問No, 69に対する回答のとおりです。

	質 問	回 答
72	<p>市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ・ご指定の内訳書がある場合、項目が不足するため、任意様式でよいですか。 ・従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ・年度をまたぐ期間のご契約の場合、年度によって異なる単価設定となる場合がございます。契約期間を通して同一の単価とする必要はありますか。 	市場連動プランでの入札はできません。
■質問受付日（7月3日）		
73	<p>弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	質問No, 27に対する回答のとおりです。
74	<p>遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10%の割合を乗じて算定して得た金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	遅延利息については、契約書（案）第15条第1項のとおりとします。
75	<p>契約書（案）第15条第2項に「遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする」と記載がございましたが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。</p>	遅延利息の端数処理については、契約書（案）第15条第2項のとおりとします。
76	<p>契約書（案）第15条第1項「ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。」につきまして、弊社では対応できかねます。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>ご了承いただけない場合、弊社が落札した際に『甲乙協議の上、』の文言を追加で記載いただくことは可能ですでしょうか。</p>	契約書（案）第15条第1項を削除することはできませんが、条文等の詳細について、落札後に協議することは可能です。
77	<p>消費税又は一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。</p>	質問No, 6に対する回答のとおりです。
78	<p>弊社落札の場合、燃料費等調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。（弊社落札後、中国エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします）</p>	お見込みのとおりです。

	質 問	回 答
79	特定電源割当証明書について、契約期間の上半期及び下半期の終了後に提出することとなっておりますが、4半期に1回の取引結果が、毎年5月頃に取引市場から弊社に通知されるため、お客さまへの移転量を証明する特定電源割当証明書も、年度1回（6月下旬頃）に提出させていただくこととなります。ご了承くださいませでしょうか。	質問No, 69に対する回答のとおりです。
80	弊社が落札させていただいた場合、いただいている様式のご契約書とは別に、再生可能エネルギー電力供給に関するご契約書を別途締結いただくこととなります。ご了承くださいませでしょうか。	契約書（案）を基本とし、条文等の詳細については、落札後に協議することに差し支えありませんが、別途契約書を締結することはできません。
81	弊社が落札させていただいた際には、契約書に記載する単価は電力量料金単価と環境価値料金単価を分けて記載することとなりますがご了承くださいませでしょうか。（なお、弊社が電気料金請求の際に請求書に同封する電気料金計算内訳書には、電力量料金と環境価値料金が個々に記載されます）	落札者と協議の上、決定します。
82	弊社では電力量料金と環境価値料金を個々に計算するため、入札内訳書に環境価値料金項目を追加して良いでしょうか。不可の場合、弊社の様式にて作成・提出してよろしいでしょうか。	差し支えありませんが、端数処理は電力量料金と同様の取扱いとしてください。
83	弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	支払方法は請求書払（銀行振込）です。また、国庫金の取扱いは日本銀行が行っています。
84	契約書（案）第11条第1項に、「甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる」と記載がございますが、契約を解除する際に精算金が発生いたします。ご了承くださいませでしょうか。	契約書に定めのない事項として、協議を行うことに差し支えはありません。
85	基本料金単価及び電力量料金単価につきまして、施設ごとに単価が異なる場合がございますが、ご了承くださいませでしょうか。また、可能な場合、契約書（案）第2条の契約単価の記載を変更いただくことは可能でしょうか。	施設ごとに異なる単価設定は可能です。また、契約書（案）第2条の契約単価の記載を変更することは可能です。
86	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承くださいませでしょうか。	質問No, 1に対する回答のとおりです。